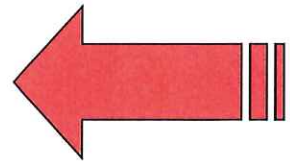


# 注意!!



那覇西道路(那覇うみそらトンネル)は、  
**自動車専用道路**  です。

自動車専用道路では、高速自動車国道法等により、**自動車以外の下記の通行が禁止**されています。

①125CC以下の  
自動二輪車



②原動機付自転車



③ミニカー



自動車専用道路では、**駐車・停車ができません。**



自動車専用道路では、**20歳未満の者、または大型自動二輪、普通自動二輪の免許を受けていた期間がそれぞれ通算して3年に達していない者は、二人乗りはできません。**



## 交通規制

那覇西道路の**最高速度**は、  
法定速度の**60 km/h**(インターチェンジ部分は**40 km/h**)です。



那覇西道路は、**危険物積載車両の通行が禁止(制限)**されています。

※ 危険物の対象の詳細については、次のページを確認してください。



禁止品目(主な品名)	備考
ジアゾジニトロフェノール・テトラセン・その他火薬類取締法に規定する起爆薬 雷こう・アジ化鉛その他起爆薬 四硝酸ペンタエリスリット・ニトログリコール・ニトログリセリン・その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝煙エステル・煙火(がん具煙火を除く) ニトロメタン・アセチレン銅・ジアゾメタン・その他それらと同程度以上の爆発性を有するもの シアン化水素・塩化シアンゲン・四アルキル鉛・ホスゲン・クロルピクリンの毒劇物 二酸化窒素(四塩化二窒素)・チオホスゲンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの シラン・シジラン・トリシラン・塩化アセチレン・ホスフィン・その他これらと同程度以上の発火性を有するもの	左記の危険物を積載する車両は、通行禁止です。

制限品目(主な品名)	通行禁止数量	備考
黒色火薬、無煙火薬・その他の火薬	10kgを超えるもの	左記の数量に満たない数量を運搬する場合は、普通自動車及び四輪以上の小型自動車に積載し、かつ関係法令等の規定を遵守しているもの限り通行することができます。
ダイナマイト・硝安爆薬・その他の爆薬	5kgを超えるもの	
工業雷管、電気雷管、信号雷管	100個を超えるもの	
がん具煙火	その原料をなす火薬10kg 又は爆薬5kgを超えるもの	
アセチレン・エタン・塩化ビニル・ブタジエン・水素・天然ガス・塩素・アンモニア・酸素等の圧縮ガス	圧縮ガスの場合 ガス容量60m <sup>3</sup> を超えるもの (温度0℃、ゲージ圧力0kg/cm <sup>2</sup> ) (容器の容量120ℓ以上)	
フッ化水素・けいフッ化水素酸・ジメチル硫酸・臭素等	1,000kg以上のもの	
ガソリン・その他の第一石油類	非水溶性液体 200ℓ以上のもの 水溶性液体 400ℓ以上のもの	
灯油・軽油・その他の第二石油類	非水溶性液体 1,000ℓ以上のもの 水溶性液体 2,000ℓ以上のもの	
マッチ	50kgを超えるもの	